平成２１年（再ロ）第５号
函館市人見町２番19号
再生債務者　福谷　　勇
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月11日まで
平成21年11月20日　　函館地方裁判所
平成２１年（再ロ）第２号
福島県いわき市山田町住釜36番地19
再生債務者　鄒　　本輝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月17日まで
平成21年11月19日
福島地方裁判所いわき支部
平成２１年（再ロ）第７８号
大阪府寝屋川市東神田町35番１号
再生債務者　岡部　俊秀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月17日まで
平成21年11月19日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（再ロ）第１号
高知県高岡郡佐川町乙1884番地11
再生債務者　江入　力男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月17日まで
平成21年11月19日
高知地方裁判所須崎支部個人再生係
平成２１年（再ロ）第１号
栃木県大田原市実取769番地　市営実取２―31号
再生債務者　山本　　司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月18日まで
平成21年11月20日
宇都宮地方裁判所大田原支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１００８９号
東京都世田谷区鎌田１―19―２―101
再生債務者　高橋　久雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月19日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第９号
さいたま市南区別所４丁目８番14号　フェリース別所沼公園106
再生債務者　松園　勝喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月19日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２１年（再ロ）第１００８８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2164―12
再生債務者　関根　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月19日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再ロ）第１５号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目108番地の５レジオン東園田202号
再生債務者　松崎　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月17日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２０年（再ロ）第２号
兵庫県加東市喜田１丁目５番地１　レオパレス21ライラック202号
再生債務者　井上　和也
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成20年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。
平成21年11月20日　　神戸地方裁判所社支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成21年12月１日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　免許状の種類・授与番号
ア　中学校教諭一級普通免許状　社会　昭56中一普第3781号
イ　高等学校教諭二級普通免許状　社会　昭56高二普第3950号
⑵　ア、イの授与年月日及び授与権者
昭和57年３月31日　神奈川県教育委員会
2　失効年月日　平成21年10月15日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
氏名　村中　栄治　本籍地　神奈川県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成21年12月１日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　免許状の種類・授与番号
ア　小学校教諭１種免許状　平12小１種第373号
イ　中学校教諭１種免許状　社会　平12中１種第219号
⑵　ア、イの授与年月日及び授与権者
平成13年３月23日　岩手県教育委員会
2　失効年月日　平成21年10月19日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第３号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
氏名　丸山　勇矢　本籍地　秋田県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成21年12月１日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　免許状の種類・授与番号
ア　中学校教諭一級普通免許状　外国語（英語）昭49中一普第668号
イ　高等学校教諭二級普通免許状　外国語（英語）昭49高二普第659号
ウ　高等学校教諭専修免許状　外国語(英語)　平５高専修第50号
⑵　ア、イの授与年月日及び授与権者
昭和50年３月20日　福岡県教育委員会
ウの授与年月日及び授与権者
平成５年６月20日　神奈川県教育委員会
2　失効年月日　平成21年10月19日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第３号該当
4　失効の対象となった者の氏名及び本籍地
氏名　中村　康雄　本籍地　千葉県

呼び売りされた

合併
左記法人は平成二十二年四月一日合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
平成二十一年九月二十九日に甲・乙の理事会及び乙の評議員会の議決、同年九月三十日に甲の評議員会の議決を得ております。
なお、この合併については平成二十一年十一月十六日岩手県知事の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十二年三月十九日までにお申し出下さい。
平成二十一年十二月一日
岩手県宮古市小山田二丁目九番二〇号
（甲）社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
会長　飛澤　和夫
岩手県下閉伊郡川井村大字川井第二地割一六五番地
（乙）社会福祉法人川井村社会福祉協議会
会長　太田　正吉